

## 山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市猫の適正飼養等ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の理念に基づき、本市に生息する飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）に係る費用を負担した者に対し、助成金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加の抑制を図るとともに、市民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高めることで、人と猫との共生社会の実現を図り、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (4) 自治会等 自治会、町内会、区等をいう。
- (5) 協力動物病院 この要綱に基づく助成事業に協力する動物病院であって、市内において開業しているものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができるもの（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、飼い主のいない猫に手術を行ったものとする。

- (1) 市内に住所を有し営利を目的としない個人
- (2) 市内に存する特定の飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体・グループ等（以下「団体等」という。）として次に掲げる要件を備えたもののうち、事前に山口市飼い主のいない猫適正管理推進団体等登録申請書（別記様式第1号の1）に必要書類添えて市長に提出し、登録されている団体等
  - ア ガイドラインの理念に賛同し、市内に存する特定の飼い主のいない猫の適正管理を推進する団体等で営利を目的としない団体等
  - イ 構成員が3人以上の団体等で、各構成員が助成金の対象となる他の団体等（次号に規定する地域を除く。）に加入していないこと。
  - ウ 飼い主のいない猫の管理台帳又はそれに準ずるものを作成していること。また、猫を自ら管理する場合は、その動態を把握するとともに、給餌場及び排泄の場（以下「給餌場等」という。）を、その設置について当該土地所有者の承諾を得た土地に設置し、適切な管理に努め、その管理に起因して生じた諸問題は当該団体等の責任において解決するよう努めていること。
  - エ 団体等の登録後に到来する各年度の6月中に、山口市飼い主のいない猫適正管理推

進団体等現況報告書（別記様式第1号の2）を、市長に提出すること。

オ その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（3）市内に存する特定の飼い主のいない猫を適正管理する活動を行う地域として次に掲げる要件を備えたもののうち、事前に山口市飼い主のいない猫適正管理活動地域登録申請書（別記様式第2号の1）に必要書類を添えて市長に提出し、登録されている地域（以下「地域猫活動地域」という。）

ア ガイドラインの理念に賛同し、地域内に存する特定の飼い主のいない猫の適正管理を行う地域

イ 当該活動を行う地域の複数の住民が協力し、かつ周辺住民に対しても取組みの内容等を周知されている地域で、自治会等の代表者が登録を行うもの

ウ 管理を行う猫の管理台帳を作成しその動態を把握するとともに、給餌場等を、その設置について当該土地所有者の承諾を得た地域内の土地に設置し、適切な管理に努め、その管理に起因して生じた諸問題は、当該地域の責任において解決するよう努めていること。

エ 地域猫活動地域の登録後に到来する各年度の6月中に、山口市飼い主のいない猫適正管理活動地域現況報告書（別記様式第2号の2）を、市長に提出すること。

オ その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（助成対象となる猫及び手術）

第4条 助成の対象となる猫（以下「助成対象猫」という。）は、市内に生息する飼い主のいない猫とする。

2 助成の対象となる手術（以下「助成対象手術」という。）は、助成対象猫に対し協力動物病院において実施する手術であって、施術後の明示措置として前条第1号に該当するものを除き、雄は右耳、雌は左耳にV字カットを行うものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、1匹当たりの手術に要した費用（前条に規定するV字カットに要する費用を含む）を上限として、次の各号に定める額とし、同一の助成対象猫に対して複数の助成金の交付を受けることはできないものとする。

（1） 第3条第1号に該当するもの

ア 不妊手術 1匹につき 10,000円

イ 去勢手術 1匹につき 5,000円

（2） 第3条第2号に該当するもの

ア 不妊手術 1匹につき 10,000円

イ 去勢手術 1匹につき 5,000円

（3） 第3条第3号に該当するもの

ア 不妊手術 1匹につき 20,000円

イ 去勢手術 1匹につき 10,000円

(申請限度)

第6条 申請の限度数については、次のとおりとする。ただし、申請額の総額が当該年度の予算を超える場合にあっては、当該年度の予算の範囲内で助成金の交付を行うものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する者に対しては、同一世帯内通算で手術2件を上限とする。  
ただし、助成を受けた猫がその後、死亡又は譲渡された場合において山口市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成を受けた猫の死亡・譲渡届（別記様式第9号）を提出したときは追加の申請を認めるものとする。
- (2) 第3条第2号に該当する団体等に対しては、一年度につき手術20件を限度とする。
- (3) 第3条第3号に該当する地域に対しては、限度を設けないものとする。

(助成金の交付要件)

第7条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に該当する個人への交付要件
- ア 市税の滞納が無いこと。
  - イ 手術を契機に手術対象猫を所有し、適正飼養すること。
- (2) 第3条第2号に該当する団体等への交付要件
- ア 手術対象猫が存する地域住民に対し、事前に手術の実施等活動方針について説明を行うとともに、その活動に対する地域住民の理解を得るよう努めること。
  - イ 手術後の猫は、原則として手術前の生息場所に戻すものとするが、手術を契機に当該猫を所有し、適正飼養しようとする者がいる場合はこの限りでない。
  - ウ 手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、事前に周辺住民の同意を得て実施すること。
  - エ 手術後の猫を自ら管理する場合は、給餌場等は、その設置について当該土地所有者の承諾を得た土地に設置し、適切な管理に努めること。
  - オ 手術後の猫を自ら管理する場合は、給餌場等の周辺に生息する飼い主のいない猫の健康状態、個体及び生息数を管理すること。
- (3) 第3条第3号に該当する地域への交付要件
- ア 手術対象猫が存する地域住民に対し、事前に手術の実施及び管理等活動方針について説明を行うとともに、その活動に対する地域住民の理解を得ていること。
  - イ 手術後の猫のうち、譲渡可能なものについては適正飼養をする者への譲渡に努めること。
  - ウ 給餌場等は、その設置について当該土地所有者の承諾を得た地域内の土地に設置するものとし、管理責任者及び給餌担当者、排泄場所の清掃担当者を置いて、適切な管理に努めること。
  - エ 給餌場等の周辺に生息する飼い主のいない猫の健康状態、個体及び生息数を管理

すること。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対して手術に先立ち、山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金に係る事前確認書（別記様式第3号）により事前確認を行わなければならない。

2 申請者は、山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第3号の1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）山口市飼い主のいない猫不妊去勢手術実施証明書（様式第3号の2）

（2）協力動物病院が発行した助成対象手術に要した費用に係る領収書及び請求内訳書の写し

（3）耳のV字カット後の様子（第3条第1号に該当する者は不要）と猫の全体の特徴が分かる写真

（4）市税滞納のないことの証明（第3条第1号に該当する者に限る。）

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条に定める助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。なお、申請に係る助成金額の合計が、予算の限度を超えた場合は、予算の範囲内で先着により交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金を交付すると決定した者に対しては、山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとし、交付しないと決定した者に対しては、山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(助成金の支払)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定をしたのち、速やかに助成金を交付するものとする。

(手術の実施等)

第11条 協力動物病院は、申請書の記載内容を確認の上、当該助成対象手術を行い、第8条第2項第1号に規定する不妊去勢手術実施証明書に証明を行うものとする。

(実績報告)

第12条 実績報告書は、第8条第2項に規定する交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとする。

(助成金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定額の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 不正の手段により助成金を受けたとき。

(2) 第7条に規定する助成金の交付要件に違反したと認められる場合

2 市長は、前項の規定に基づき、助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消したときは、山口市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成金取消通知書（別記様式第8号）により助成対象者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき、助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

